

2004 年第 40 號法律公告

《〈2001 年知識產權 (雜項修訂) 條例〉(2001 年第 2 號)
2004 年 (生效日期) 公告》

現根據《2001 年知識產權 (雜項修訂) 條例》第 1(2) 條，指定 2004 年 5 月 7 日
為——

- (a) 該條例第 2(d)、12、14、20、25 及 26 條；
- (b) 該條例第 19 條 (除在該條與《專利 (一般) 規則》(第 514 章，附屬法例 C) 第 93(2) 條有關的範圍外)；及
- (c) 該條例第 27 條 (除在該條與《註冊外觀設計規則》(第 522 章，附屬法例 A) 第 37(2)(b) 及 60(3) 條有關的範圍外)，

開始實施的日期。

工商及科技局局長
曾俊華

2004 年 3 月 5 日